

第1章 小中一貫教育の概要

本章では、小中一貫教育について、国や各自治体の現状を踏まえ、制度上の類型や要件等について解説し、それぞれの形態の特徴について概要をまとめました。

1 小中一貫教育制度について

(1) 制度上の類型

小中一貫教育の制度化に伴い、小中連携教育及び小中一貫教育、小中一貫教育制度の関係を整理すると、下図のようになります。

- ・ 小中一貫教育は、「小中連携教育」のうちの一つである。
- ・ 小中一貫教育を行う学校は、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」に分けられる。
- ・ 義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態は問わない。

小中連携教育

小・中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、
小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が、目指す子ども像を共有するとともに、
9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

義務教育学校

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校

小中一貫型小学校・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態で、それぞれに校長、教職員組織を有する学校

併設型小学校・中学校

同一の設置者によるもの

- ※ 一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
(例)
- ・ 統合調整を担う校長を定める
 - ・ 学校運営協議会の合同設置
 - ・ 校長等を兼任

連携型小学校・中学校

異なる設置者（県立学校と市町立学校等）によるもの

- ※ 運営体制の整備は、併設型小学校・中学校を参考にする
こと

いずれの学校も施設の形態（一体型、隣接型、分離型）は問わない。

これまでは、小中一貫教育について、自治体や学校の創意工夫の下、特色ある取組が実施され顕著な成果が報告される一方、それぞれ独自の解釈で行われてきたという点で課題がありました。

そこで、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、学校教育法の改正が検討され、関係政省令告示と併せて、平成28年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、義務教育学校の設置が可能となりました。

従来の制度下での小中一貫教育においては、教育課程の在り方、学年段階の区切りの設け方、マネジメント体制の在り方、施設の形態などが様々であり、地域の実情に即した多様な取組が行われてきました。その現状を踏まえ、今回、小中一貫教育の形態が、「小中連携教育」と「小中一貫教育」との二つに制度化されました。

(2) 制度の要件等

小中一貫教育は、**教職員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成していることが必須**となります。その他、類型ごとに次のような制度上の違いがあります。

義務教育学校

- 一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれている。
- 義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成、実施する。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされている。
- 修業年限は9年で、教育課程の区分は前期6年間、後期3年間とする。基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用される。
- 設置者の判断によって一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入れ替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例の実施が認められている。
- 「4－3－2」や「5－4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能である。

本県では、平成29年4月に、**小山市立絹義務教育学校と那須塩原市立塩原小中学校の2校が開校**しています。いずれも学年段階を「4－3－2」の区切りに設定して、特色ある教育活動に取り組んでいます。

併設型小・中学校

- 既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。
- 小中一貫教育の実質を適切に担保する観点から、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みを整えることが要件である。

これらを踏まえ

- ・ 小学校と中学校の組織文化の違いを乗り越える必要があること
- ・ 3校以上の学校が連携・接続する形態があり得ること
- ・ 一般的な小中連携教育と明確に区別する必要があること

〔具体的な運営上の仕組みの例〕

- ① 関係校を一体的にマネジメントする組織（例：△△学園等）を設け、学校間の総合調整を担う校長（例：学園長、統括校長等）を定め、必要な権限を教育委員会が委任すること
- ② 学校運営協議会を関係校が合同で開催し、一体的な教育課程の編成をはじめとする学校運営に関する基本的な方針を承認する手続きを明確にすること
- ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させること など

- 義務教育学校と同様、設置者の判断によって、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が認められる。
- 小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みが整えられていることから、9年間一貫した指導を実施したり、「4－3－2」や「5－4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定したりして、取組を行うことが通常の小・中学校と比較して容易である。

中学校区におけるこれまでの小中連携教育の取組を基盤として、小中一貫教育にレベルアップさせるイメージです。本県で小中一貫教育に取り組む学校の多くは、この類型に属します。

連携型小・中学校

※ 本県では、平成29年度現在、この類型に属する学校はありません。

- 設置者の異なる小学校と中学校が一貫した教育を行おうとする場合に当てはまる類型である。
例えば、市町立学校と県立学校、市町立学校と私立学校のような場合を指す。
- 多様な組合せが考えられることから、省令上、一律に教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることとする旨の規定は設けられていないが、併設型小・中学校におけるふさわしい運営の仕組みを参考に、小中一貫教育の実質が担保されるよう適切な運営体制を整備することが求められる。
- 教育課程特例については、一貫教育の軸となる新教科等の創設は、設置者の判断で実施が可能である。

ただし、学年段階や学校段階を超えた指導内容の入替え等を行いたい場合には、「教育課程特例校」として教育課程特例に関する文部科学省への申請が別途必要となる。

義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校の要件

校種 要件		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長・教職員組織	
			小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えること	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則として小学校・中学校の両免許状を併有していること＊	所属する学校種の免許状を保有していること	
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	可	可	可
	指導内容の入替え・移行	可 設置者の判断による	可 設置者の判断による	不可 教育課程特例に関する申請が必要
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準 中学校には中学校設置基準を適用	
標準基準		18 学級以上 27 学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	おおむね小学校は4km、中学校は6km 以内	
設置手続き		市町の条例	市町教育委員会の規則等	

*当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能。

2 小中一貫教育が求められる背景等

(1) 義務教育の目的・目標等の創設

【法令上の流れ】

- ・ 平成18年改正の教育基本法第5条第2項に、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」と、義務教育の目的が設定された。
- ・ 平成19年改正の学校教育法第21条に、小・中学校共通の目標として、義務教育の目標規定が新設された。
- ・ 平成20年に文部科学省が発行した学習指導要領（平成20年3月告示）において、「小学校学習指導要領」に中学校学習指導要領の全文が、「中学校学習指導要領」に小学校学習指導要領の全文がそれぞれ巻末に掲載され、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられた。
- ・ 平成29年3月31日告示の学習指導要領において、総則の「第2 教育課程の編成」の4で、学校段階等間の接続について示された。その中には、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校（中学校では、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校）においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成することが盛り込まれている。また、各教科等の学習指導要領においても、学校段階間の接続についての記載がされるなど、連携の重要性が一層強調されている。

これらのことから、義務教育9年間の連続性を意識した教育課程の編成等について、重要性が増してきたといえる。小学校低学年の教員は、中学校での学習や中学校を卒業するときの子どもたちの姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか、中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまずいて今の子どもたちの姿があるのかを知った上で指導に当たっているのか、という視点を持つことが求められている。

(2) 発達の早期化等に関わる現象や学習面での課題

小中一貫教育の導入に併せて、学年段階の区切りを従来の6－3とは異なって設けている取組が多く見られますが、このような取組が必要とされる背景として、小学校高学年段階における児童の身体的発達をはじめ、児童生徒指導面、学習面において、次のような指摘があります。

小学校高学年段階における児童の身体的発達	・ 思春期の到来時期が早まっている。 ・ 平均身長や体重が大きく増加する時期が昭和20年代と比較して、また、女子の平均初潮年齢が、昭和初期と比較してそれぞれ2年程度早まっている。
児童生徒指導面	・ 自己肯定感や自尊感情に対して、小学校高学年から急に否定的になる傾向がある。
学習面	・ 「学校の楽しさ」や「教科や活動の時間の好き嫌い」について、小学校4年生から5年生に上がると肯定的回答をする児童の割合が下がる傾向が見られる。 ・ 経験的な理解で対応できる学習内容から、理論的・抽象的な理解が必要な学習内容への接続が必ずしも円滑に行われておらず、学習上のつまずきが顕在化し、その後の中学校段階での学習に大きな支障が見られる。

児童生徒の様々な成長の段差に適切に対応するなどの観点から、6－3制の大きな枠組みを維持しつつも、4－3－2制など接続を柔軟にした上で、区切りごとに重点を定めて指導体制を整え、中学校段階への接続を円滑化させたり、教育活動を充実させたりすることの有効性が指摘されてきたことも、小中一貫教育が広がりを見せてきた背景の一つと言えます。

多様な教職員が指導に当たることによる興味・関心や個性伸長への対応、教科指導における専門性の強化といった、従来であれば中学校段階の特質とされてきたものが、小学校段階にも導入されるようになっていきます。

(3) いわゆる「中1ギャップ」の解消

子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象への効果的な対応の必要性が課題として取り上げられるようになったことも、小中一貫教育が推進されてきた大きな要因の一つです。

小・中学校段階でみられる主な差異をまとめると、次のようなことが挙げられます。

主な内容	小学校	中学校
指導体制	学級担任制	教科担任制
指導方法	日常生活に根ざした比較的きめ細かい指導	比較的抽象度の高い内容を含めた指導
家庭学習	宿題の教科間の調整がされやすい	宿題の教科間の調整がされにくい 部活動との両立が必要となる
試験等	定期試験は実施されない	定期試験が実施され、小学校よりも試験に向けた計画的な学習が必要となる
児童・生徒指導	学級担任を中心に児童の心理的な状況と行動の実態を十分把握しながら、規範意識の醸成を図る指導	中学生の特徴と思春期の理解を基本とした、規範意識を育成する指導
部活動等	学校の教育活動の一環としての部活動はなく、スポーツ少年団等に個々で参加する活動が主体	学校の教育活動の一環として部活動が行われ、活動を行う機会の増加、先輩・後輩の上下関係が人間関係に占める割合が高まる場合がある

このほかにも、「学習内容が中学校になり、急に難しくなる」、「授業のペースが速く、ついていけない」、「学習量が増えて、戸惑う」といった学習面での差異も「中1ギャップ」を生む要因といわれています。

このような状況を踏まえ、小・中学校間のスムーズな移行に向けた取組を行いやすくする観点から、小中一貫教育の枠組みが注目を集めている側面があります。ただし、「中1ギャップ」という言葉を意識し、中学校1年生だけに着目するあまり、小・中学校の接続面だけの取組に矮小化してしまうことには注意が必要です。

(4) その他の背景

これまで述べてきたことのほかにも、

- ・ 教育内容や学習活動の量的・質的充実の観点
- ・ 学校現場の課題の多様化・複雑化
- ・ 家庭・地域の社会性育成機能の低下などからその強化の必要性

といった様々な背景が考えられます。

ただし、これらの背景や理由には地域固有の事情もあり、必ずしも一つではなく、複数の背景が絡み合っ小中一貫教育を推進する根拠となったり、その実施形態に影響を与えたりしている実態があると考えられています。

小中一貫教育を導入しようとする場合、その地域や学校でどのような実態があるのかをデータに基づいて丁寧に分析し、保護者や地域にその必然性を伝え、理解を得ることが大切である。

その上で、創意工夫しながら、それぞれに適した小中一貫教育を推進していくことが求められる。

3 なぜ小中一貫教育なのか ～制度を活用するメリット～

(1) これまでの取組の制度上の課題とその解消におけるメリット

これまでの小中一貫教育の取組に付随していた限界との比較によって、小中一貫教育の制度化のメリットは浮き彫りになる面があります。

制度化前から小中一貫教育に取り組んできた学校や教育委員会では、関係者の努力によって多くの成果を上げてきた一方、小学校と中学校が別々の組織として設置されていることに起因する様々な制約に直面していました。

例えば、教育課程の編成、各種の計画や方針の策定、学校評価の実施などを始め、基本的に小・中学校それぞれにおいて取り組むことが想定されている事務が多数あります。

【小・中学校それぞれで取り組むことが想定される事務の例】

- ・ 教育課程の編成・実施（学習指導要領総則）
- ・ 年間指導計画等の作成（学習指導要領総則）
- ・ 指導要録の作成（学校教育法施行規則第24条）
- ・ 教科書以外の教材の届出（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の2）
- ・ 学校評価の実施（学校教育法施行規則第66条等）
- ・ 学校運営協議会の設置（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）
- ・ 学校評議員の各校長からの推薦、教育委員会からの委嘱（学校教育法施行規則第49条）
- ・ 学校保健計画の策定・実施（学校保健安全法第5条）
- ・ 学校安全計画の策定・実施（学校保健安全法第27条）
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定（いじめ防止対策推進法第13条）

小中一貫教育の制度を活用し、小・中学校段階が一体となってこれらの事務に取り組む体制を整えることにより、こうした課題の解消や緩和が期待できる。

- ・ 小中一貫型小・中学校においては、校長を一人としたり、責任体制を明確化したりといった、小中一貫教育にふさわしい運営体制が整えられていることが制度的な前提となっています。

そのため、意思決定・意思統一の円滑化や取組そのものの安定的な継続が期待できます。

- ・ 義務教育学校や小中一貫型小・中学校は、小中一貫した教育を実施することが前提となっている学校です。本制度の下での小中一貫教育はいわば当該学校のミッションそのものであり、教職員も本務として取組に参画することになります。このため、導入時に必要とされる教職員の共通理解を図るプロセス、家庭地域への説明やその他様々なコストが軽減されるとともに、人事異動があった場合でも継続的・安定的に取組を実施することが可能となります。

(2) 教育課程特例の活用のメリット

これまでは、小学校と中学校において一貫した独自教科等の設置等を行うためには、特別の教育課程の編成に当たり、文部科学省への申請及び文部科学大臣指定による「教育課程特例校制度」が活用されてきました。

本県でも、教育課程特例校制度を活用した様々な取組が行われ、多くの成果が蓄積がされてきました。

義務教育学校又は小中一貫型小・中学校の制度を活用する学校においては、設置者の判断により、個別の大臣指定の手続きを経ることなく教育課程特例の実施が可能であり、特別の教育課程を編成した取組を実施することができる。

(3) 業務の効率化におけるメリット

義務教育学校と小中一貫型小・中学校では、それぞれ次のようなメリットが期待できます。

【義務教育学校】

- ・ これまで小学校と中学校で別々に行っていた事務を、一人の校長のマネジメントの下で教職員が一体的に行えること。
- ・ 教職員定数上、複数の教頭が配置されること。
- ・ 教職員定数上、学校事務職員等が学校規模や校舎の状況により複数配置される場合もあることなどにより、校務の効率化が期待できる。

【小中一貫型小・中学校】

- ・ 小中一貫にふさわしい運営の仕組みの導入が要件となっているため、学校事務の共同実施が促進され、校務の効率化や質の向上につながることを期待できる。

事務職員や養護教諭は、小・中学校を別々に設置する場合には1校に1人ずつ配置されますが、義務教育学校に移行した場合には、1校に2人配置される場合もあります。このことにより、小・中学校では別々に行っていた業務を分担したり、円滑な引継ぎ等が行えるようにしたりすることなど、一層効率的な業務の実施が期待できます。

小中一貫教育の課題として挙げられる教職員の負担感についても、教職員間の役割分担を見直すことにより、一定程度緩和することも考えられます。

留意点として、義務教育学校等で校長を務めている者が小・中学校を通じて一人となっているので、当該校長の職務が過重にならないよう配慮する必要があります。

その際、例えば、校長が小・中学校双方の校長会や研修会等に出席するというのではなく、校長と教頭との間で役割分担することなどが考えられる。

業務の効率化という点からみると、義務教育学校や施設一体型の小中一貫型小・中学校と比べ、施設隣接型や施設分離型の小中一貫型小・中学校は、メリットが見えにくいという声もあります。

(4) 施設隣接型や施設分離型の小中一貫型小・中学校のメリット

各地域が抱える実情により、小・中学校を基本として充実を図ることが、次のように適切な場合があります。

- ・ 小学校と中学校の学校段階の差が持つ教育効果を重視する場合
- ・ 学校選択制と組み合わせる既存の小・中学校をベースとして特色ある取組を行う場合
- ・ 近隣に中高一貫教育校が設置されている場合

このような状況において小中一貫教育を実施する場合には、義務教育学校制度よりも小中一貫型小・中学校制度の方が活用しやすいと考えられます。

また、施設を一体型とするか分離型とするかについても、小中一貫教育に取り組む小学校が地域のコミュニティの核として欠かせない存在となっている場合など、慎重な判断が求められる場合があることが考えられます。

義務教育学校と小中一貫型小・中学校、施設一体型と施設分離型、それぞれの特性を踏まえた上で、具体的に実現したい小中一貫教育のイメージを持ちながら、どのような条件の下で小中一貫教育に取り組むのか、丁寧に検討すること。

また、小中一貫型小・中学校や施設分離型の学校で小中一貫教育の取組を行う際には、次のような小学校と中学校が別々に存在していることのメリットを生かすことが考えられます。

- ・ 最高学年で学校のリーダーとしての経験ができるという特性を生かし、小学校6年生の段階で大きな成長を促す指導を充実させることができる。
- ・ 違う校地にある中学校校舎に入学すること、複数の小学校からの進学者とクラスメイトになること等により、気持ちを新たにして学校生活をスタートすることができる。
- ・ 日常的に中学校生活には触れていないことを踏まえ、憧れの気持ちや期待感を強く持たせることができる。
- ・ 複数の小学校から児童が進学する場合、同じ中学校区内の小・小連携を充実させることができる。

反面、様々な取組を進める上で、次のような課題も考えられます。

- ・ 施設分離型における、児童生徒や教職員の移動の問題があること。
- ・ 合同で開催する授業研究会や協議会の日程等の調整が困難であること。
- ・ 教育課程の特例により新設教科を実施した場合、転入してくる児童生徒や保護者、異動により新しく赴任する教職員への説明責任が生じること。
- ・ 小中一貫教育を行うことで得られる成果が、保護者や地域住民に見えにくいこと。

このほかにも、各学校や地域によって個別の課題も発生することが考えられます。

小中一貫教育を進める際には、それぞれの実情を十分把握し、児童生徒にとって効果の大きい取組となるよう、十分検討を重ねること。

